

被災宅地復旧支援事業

「能登創成住まい支援金」創設に合わせ支援を拡大

全壊・半壊解体世帯の方が対象

発災時の居住市町内※1で

能登12市町

- ・購入する中古住宅の宅地
- ・新築のために購入する宅地 など

新たな住まいでの宅地復旧を支援対象に追加※2

- ※1 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町の12市町の方が対象。
- ※2 新たに購入、譲渡により取得する宅地又は借りた宅地のほか既に所有している宅地も対象。ただし、発災後に造成された宅地、新築建売の宅地、農地は対象外。

これまで（全市町）

発災時の居住地



自宅



今回追加（能登12市町）

全壊・半壊解体世帯の新たな住まい
同一市町内の別の宅地



中古住宅・空き家



新築

元の居住地か別の宅地のいずれかの宅地復旧を支援

【支援内容】

- ・のり面、宅地または擁壁の復旧
- ・液状化の再度災害防止のための地盤改良工事
- ・住宅基礎の傾斜修復工事

【支援額】

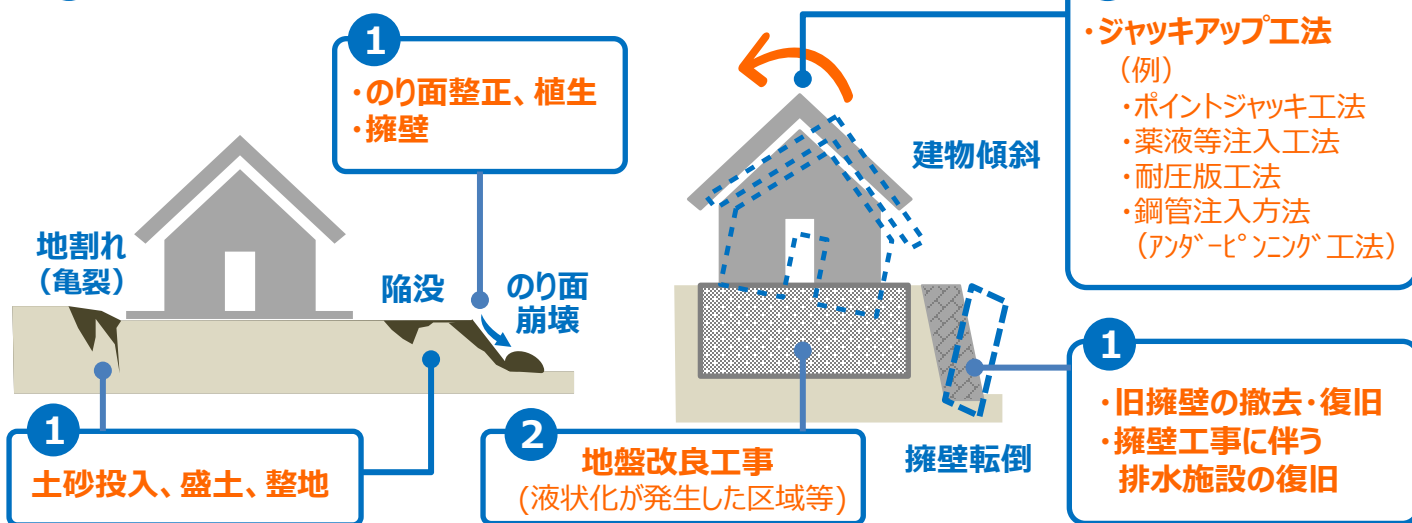
- ・支援対象経費：最大1,200万円
- ・交付額：最大766万円※3

※3 50万円（所有者負担）を控除した額に対して3分の2を乗じた額
市町によって交付額が異なりますので詳しくは、市町の窓口で確認してください。

【問い合わせ先】 石川県土木部建築住宅課 TEL 076-225-1778

宅地被害と対策内容

- ① のり面、宅地、擁壁の復旧
- ② 液状化の再度災害防止のための地盤改良工事
- ③ 住宅基礎の傾斜修復工事



液状化対策について

液状化とは、地震の揺れにより地盤が一時的に液体のようになり、建物が傾いたり沈んだりする現象です。特に地下水位が高く、砂質の地盤では発生しやすく、令和6年の能登半島地震でも多くの住宅が液状化により被害を受けました。建物がどれほど頑丈であっても、その下の地盤が液状化すると、建物は土台ごと傾いたり沈下したりするため、地盤そのものへの対策が不可欠です。液状化のリスクは、地盤調査と適切な対策によって軽減できます。まずは、地盤調査を行い、自宅や地域の地盤リスクを知ることから始めましょう。

追加内容に関する Q&A

制度開始前に工事に着手したが、支援事業の対象になるか？

遡って適用できますが、すみやかに申請してください。

発災時の居住地と別の場所の宅地の両方の支援を受けられるのか？

住まいの再建が目的のため、いずれかの場所での再建を支援することとなります。

発災時の居住地に住宅が建っている場合、対象となるか？

全壊・半壊解体世帯が対象となります。発災時の居住地に住宅がある場合は、別の宅地での復旧支援は対象外となります。

購入以外にどのような宅地が対象になるか？

自己所有の宅地、譲渡された宅地、借地など所有や建物の有無にかかわらず、住まいの再建を行う宅地が対象となります。

どのような者が対象となるのか？

地震により住宅を失った全壊・半壊解体世帯が発災時と同一市内で住まいを再建する場合が対象となります。

支援内容はこれまでと何か変わるのか？

支援内容はこれまで同様、のり面、宅地または擁壁の復旧や液状化の再度災害防止のための地盤改良工事が対象となります。

発災後に造成された宅地は、対象となるのか？

被災した宅地に対する補助であり、発災時に宅地でなかった土地は対象になりません。

元の宅地を放置することになるが、問題ないか？

発災時の居住地の管理責任は、あくまで所有者にありますので、適切に管理をお願いします。

土地の購入等にかかる費用は、対象となるか？

土地の購入等にかかる費用は、支援の対象外です。